

千葉県コンプライアンス基本指針 新旧対照（修正箇所のみ）

新（基本指針 改正案）	旧（基本指針（R4. 4. 1））
<p>(2) 「7つの行動規範」における具体的取組</p> <p>① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。</p> </div> <p><アクションポイント></p> <p>(略)</p> <p>キ 職場内での法令違反行為について、職場内での是正が困難なときは、庁内の内部通報相談窓口や外部調査員へ通報を行うなど、内部通報制度を積極的に活用すること。</p> <p><u>また、通報者を保護するため、通報者を特定するような行為や通報者に対する不利益な取扱いを行わないこと。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 「7つの行動規範」における具体的取組</p> <p>① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県職員は、地方公共団体・地方公務員に係る基本法令、業務に係る関係法令を十分に理解して、正しい適用・手続きにより業務を執行しなければならない。また、法令違反行為を隠蔽又は看過してはならない。</p> </div> <p><アクションポイント></p> <p>(略)</p> <p>キ 職場内での法令違反行為について、職場内での是正が困難なときは、庁内の内部通報相談窓口や外部調査員へ通報を行うなど、内部通報制度を積極的に活用すること。</p>

交通法規の遵守について

交通事故は自ら注意していても起こる可能性があるが、事故の原因となり得る交通法規の違反は職員一人ひとりの心掛け次第で防止することができる。県職員は、率先して法を遵守すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守しなければならない。

特に、飲酒運転については、道路交通法において、運転者だけでなく車両提供者、酒類提供者、同乗者に対して厳罰化が図られているほか、県職員は条例により飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとし、飲酒運転に関与した場合には、県の内規により、免職も含む厳しい処分が科されることとなる。

<関係規定等>

○千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和3年12月制定）

（公職にある者の率先垂範）

第3条 知事、県議会議員その他の県の特別職である者及び県職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律するとともに、県民に範を示すべき立場であることを深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

○千葉県飲酒運転根絶計画（令和6年3月策定）

（公職にある者の飲酒運転の根絶）

県職員等、公職にある者に対する教育や取組を実施し、公職にある者の飲酒運転を根絶する必要がある。

（計画期間）

令和6年度～令和10年度（5か年）

（目標）

公職にある者の飲酒運転件数（毎年度） 0件

交通法規の遵守について

交通事故は自ら注意していても起こる可能性があるが、事故の原因となり得る交通法規の違反は職員一人ひとりの心掛け次第で防止することができる。県職員は、率先して法を遵守すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守しなければならない。

特に、飲酒運転については、道路交通法において、運転者だけでなく車両提供者、酒類提供者、同乗者に対して厳罰化が図られているほか、県職員は条例により飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとし、飲酒運転に関与した場合には、県の内規により、免職も含む厳しい処分が科されることとなる。

<関係規定>

○千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

（公職にある者の率先垂範）

第3条 知事、県議会議員その他の県の特別職である者及び県職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律するとともに、県民に範を示すべき立場であることを深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に率先して取り組むものとする。

（新規）

⑥ 個人情報の保護

県職員は、個人情報保護制度についての基本的な知識を身に付け、個人情報を適切に取り扱い、個人情報の紛失や漏洩等の事故を起こさないようにしなければならない。

<関係規定> (概要)

a 個人情報の保有の制限等 (個人情報の保護に関する法律第 61 条)

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令 (条例を含む。) の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

さらに、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

b 利用目的の明示 (個人情報の保護に関する法律第 62 条)

行政機関等は、本人から直接書面 (電磁的記録を含む。) に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。 [例外： (a) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (b) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (c) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (d) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。]

c 不適正な利用の禁止 (個人情報の保護に関する法律第 63 条)

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

d 適正な取得 (個人情報の保護に関する法律第 64 条)

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

⑥ 個人情報の保護

県職員は、個人情報保護制度についての基本的な知識を身に付け、個人情報を適切に取り扱い、個人情報の紛失や漏洩等の事故を起こさないようにしなければならない。

<関係規定>

a ~ c は対応する条例の条項なし (新規)

a 収集の制限 (千葉県個人情報保護条例第8条)

実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

また、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければならない。 [例外： (a) 法令等に基づいて収集するとき。 (b) 本人の同意に基づいて収集するとき。 (c) 出版、報道等により公にされているものを収集するとき。 (d) 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序

e 正確性の確保（個人情報保護に関する法律第 65 条）

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

f 安全管理措置（個人情報保護に関する法律第 66 条第 1 項）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

g 利用及び提供の制限（個人情報保護に関する法律第 69 条）

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。〔例外。(a) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。(b) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。(c) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。(d) (a)～(c)のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。〕

ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

h 従事者の義務（個人情報保護に関する法律第 67 条）

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

の維持を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。(e) 他の実施機関から c の例外に該当する提供を受けて収集するとき。(f) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するとき。〕

b 正確性及び安全性の確保（千葉県個人情報保護条例第9条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

また、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

さらに、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

c 利用及び提供の制限（千葉県個人情報保護条例第10条）

実施機関は、原則として、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。〔例外：(a) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。(b) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。(c) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。(d) 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために利用し、又は提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することについて相当の理由があるとき。(e) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。〕

d 職員等の義務（千葉県個人情報保護条例第14条）

個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

⑦ 情報セキュリティ対策

県職員は、情報や情報処理機器の利用にあたり、情報セキュリティの重要性について認識を高め、その確保と水準の向上に取り組まなければならない。

<アクションポイント>

イ インターネット及び電子メールの利用、その他の情報システムへのアクセスなど、**情報資産**を業務以外の目的で利用しないこと。

<関係規定>

a 千葉県情報セキュリティ基本方針（平成14年3月・総務部デジタル改革推進局 **デジタル推進課**）

※ 庁内ホームページに掲載

「すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守」する旨宣言。

b 千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月・総務部デジタル改革推進局 **デジタル推進課**）

※ 庁内ホームページに掲載

⑦ 情報セキュリティ対策

県職員は、情報や情報処理機器の利用にあたり、情報セキュリティの重要性について認識を高め、その確保と水準の向上に取り組まなければならない。

<アクションポイント>

イ インターネット及び電子メールの利用、その他の情報システムへのアクセスなど、を業務以外の目的で利用しないこと。

<関係規定>

a 千葉県情報セキュリティ基本方針（平成14年3月・総務部デジタル改革推進局 **情報システム課**）

※ 庁内ホームページに掲載

「すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守」する旨宣言。

b 千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月・総務部デジタル改革推進局 **情報システム課**）

※ 庁内ホームページに掲載

4 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進事業の取組

エ 内部統制に係るモニタリング（監察）の実施及び評価報告書の作成（令和2年度～）

内部統制体制の整備により、不正経理、公金横領、収賄、官製談合防止法違反等に対するリスクの影響度を高く設定し、厳格なリスク管理を講じることとしていることから、内部統制全般について監察を実施するとともに、内部統制の整備状況及び運用状況を評価した報告書を作成する。

監察の方法については、全庁的に緊張感を持たせつつ、過度な負担とならないよう工夫する。

オ 特別監察の実施（平成21年度～）

重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合には、コンプライアンス委員会の助言を得ながら、特別監察を実施する。

(略)

ク 内部通報制度（平成18年度～）

事務事業における不祥事を未然に防止し、県民から信頼される公正な組織体制の確立を目指して、下記事項に留意し、県職員による不正行為等に対する内部通報制度を適切に運用する。

- ・匿名での通報の受付や外部調査員による通報相談窓口の設置など、職員等が通報しやすい環境を確保すること。
- ・調査は、調査先等に内部通報者が特定されないように十分配慮して行うこと。
- ・内部通報者に対し、内部通報等をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないこと。また、内部通報者を特定するような行為は行わないこと。

4 コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進事業の取組

エ 内部統制に係るモニタリング（監察）の実施及び報告書の作成（令和2年度～）

内部統制体制の整備により、不正経理、公金横領、収賄、官製談合防止法違反等に対するリスクの影響度を高く設定し、厳格なリスク管理を講じることとしていることから、内部統制全般について監察を実施するとともに、内部統制の整備状況及び運用状況を評価した報告書を作成する。

監察の方法については、全庁的に緊張感を持たせつつ、過度な負担とならないよう工夫する。

オ 特別監察の実施（平成21年度～）

重大なコンプライアンス違反事案が発生した場合には、特別監察を実施する。特別監察の具体的な調査内容（所属、時期等）については、コンプライアンス委員会に諮りながら決定することとする。

(略)

ク 内部通報制度（平成18年度～）

事務事業における不祥事を未然に防止し、県民から信頼される公正な組織体制の確立を目指して、下記事項に留意し、県職員による不正行為等に対する内部通報制度を適切に運用する。

- ・匿名での通報の受付や外部調査員による通報相談窓口の設置など、職員等が通報しやすい環境を確保すること。
- ・調査は、調査先等に内部通報者が特定されないように十分配慮して行うこと。
- ・内部通報者に対し、内部通報等をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(2) コンプライアンス推進組織

ア 千葉県コンプライアンス委員会（平成31年2月6日設置）

千葉県職員倫理条例の適切な運用及び千葉県庁におけるコンプライアンス（法令遵守等）の推進にあたり、客観的かつ専門的な視点から助言等を行う外部有識者により構成する組織。

(ア) 体制

学識経験者 5名

(イ) 所掌事務

- a 職員倫理条例の適正な運用等に関する助言
- b コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価
- c 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言
- d 特別監察の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言
- e その他コンプライアンスの推進に関すること
※ 所掌事務については、段階的に実施する。

イ 千葉県コンプライアンス推進本部（平成21年11月27日設置）

(イ) 所掌事務

a コンプライアンス全般

(a) 職員倫理の保持に関すること

(b) 内部統制制度に関すること

(c) 法令違反事案が発生した場合の対応に関すること

(d) 公益通報（内部、外部）の運用及び職員等への周知に関すること

(e) その他コンプライアンスの推進に関すること

b その他

他都道府県及び国等において、法令遵守違反事件が発生した場合の報告及び本県における対応

(2) コンプライアンス推進組織

ア 千葉県コンプライアンス委員会（平成31年2月6日設置）

千葉県職員倫理条例の適切な運用及び千葉県庁におけるコンプライアンス（法令遵守等）の推進にあたり、客観的かつ専門的な視点から助言等を行う外部有識者により構成する組織。

(ア) 体制

学識経験者 5名

(イ) 所掌事務

- a 職員倫理条例の適正な運用等に関する助言
- b 公益通報（内部通報）事案への対応の検証及び助言、並びに通報相談
- c コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価
- d 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言
- e 特別監察の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言
- f その他コンプライアンスの推進に関すること
※ 所掌事務については、段階的に実施する。

イ 千葉県コンプライアンス推進本部（平成21年11月27日設置）

(イ) 所掌事務

a 内部統制制度関係

(a) 内部統制制度に関すること

(b) 不適正経理問題に関すること

b コンプライアンス全般（経理問題関係を除く）

(a) 職員倫理の保持に関すること

(b) 法令違反事案が発生した場合の対応

(c) 公益通報（内部、外部）があった場合の対応

(d) その他コンプライアンスの推進に関すること

c その他

他都道府県及び国等において、法令遵守違反事件が発生した場合の報告及び本県における対応

【推進組織の全体像】

【事務局】総務課

- コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進本部の事務局
- 内部統制の推進（不適切な事項の未然防止策の立案、実行）
- 内部統制の評価（監察を含む）
- 職員倫理条例等の徹底
- 適正な事務処理の確保

【推進組織の全体像】

【事務局】総務課

- コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進本部の事務局
- 内部統制の推進（不適正経理に係る再発防止策の立案、実行、評価及び指導を含む）
- 監察の実施
- 職員倫理条例等の徹底
- 適正な事務処理の確保